東京大学病院年俸制給与の適用に関する規則

（平成２６年　３月２７日制定）
改正　平成２６年　７月２４日
改正　平成２７年　３月２６日
改正　平成２８年　３月２３日
改正　平成２９年　３月２２日
改正　平成３０年　３月２０日
改正　令和　元年　９月２６日
改正　令和　２年　３月２６日
改正　令和　２年　４月３０日
改正　令和　３年　３月１８日
改正　令和　４年　２月２４日
改正　令和　４年　６月３０日
改正　令和　５年　１月２６日
改正　令和　６年　１月２５日
改正　令和　６年　３月２１日
改正　令和　７年　１月３０日
改正　令和　７年　３月２７日
改正　令和　８年　９月１７日

（目的）

第１条　この規則は、東京大学病院教職員給与規則（平成１６年４月１日制定。以下「給与規則」という。）第２条第２項、東京大学病院特定有期雇用教職員の就業に関する規程（平成１６年４月１日制定。以下「特定有期雇用教職員就業規程」という。）第２条第３項及び東京大学病院職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程（平成２９年３月２２日制定。以下「職域限定職員就業規程」という。）第３条第２項の規定に基づき、年俸制給与について必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第２条　年俸制の適用を受ける教職員（以下「年俸制適用教職員」という。）は、次の各号に定める者とする。

(1)　東京大学病院教員の就業に関する規程（平成１６年４月１日制定）第２条に規定する教員のうち、役員会の定めるところにより年俸制によることとされた教授、准教授、講師及び助教

(2)　特定有期雇用教職員就業規程第２条第１項各号に掲げる者

(3)　東京大学における高度学術専門員及び高度学術専門職員に関する規則（平成２９年３月２２日東大規則第７９号）に規定する高度学術専門員及び高度学術専門職員

(4)　職域限定職員就業規程第２条第２項各号に掲げる者

（給与の種類）

第３条　年俸制適用教職員の給与は、基本年俸、業績手当、特別貢献手当及び諸手当とする。

（基本年俸）

第４条　年俸制適用教職員の基本年俸は、別表第１の基本年俸俸給表に定める号俸により決定する。ただし、契約期間が１年に満たない場合における基本年俸は、号俸により決定される基本年俸を基礎とし、当該契約期間に応じて決定する。

２　年俸制適用教職員の基本年俸は、別表第１に掲げる基本年俸額に応じ、その１２分の１の額を同表に定める支給月額（以下「支給月額」という。）として毎月１７日（ただし、１７日が日曜日に当たるときは１５日、１７日が土曜日に当たるときは１６日、１７日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日に当たるときは１８日）に支給するものとする。

３　前項の規定による支給月額をその月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その支給月額は、給与規則第４条第１項から第４項までの規定を準用し、支給する。

４　東京大学病院教職員就業規則（平成１６年４月１日制定）第１４条第１項第１号の規定による休職にされた教職員（以下「休職者」という。）に対して支給するときは、その支給月額は、給与規則第１８条の規定を準用し、支給する。

（号俸の決定）

第５条　年俸制適用教職員の基本年俸の号俸は、別表第２の区分に応じそれぞれ同表に定める上限号俸から下限号俸の範囲内で決定するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、東京大学卓越教授規則（平成２８年９月２９日制定）第２条に規定する卓越教授の称号を付与された教授、特定有期雇用教職員就業規程第２条第１項第１号に規定する卓越教授又は役員会の承認を得た場合には、別表第１に定める号俸の最高の号俸を超える額を支給すること又は別表第２に定める上限号俸から下限号俸の範囲によらず、号俸を決定することができる。

（業績手当）

第６条　業績手当は、その者の学歴、職務に関する免許、職務経歴、及び業績並びに職務の内容等を考慮して、別表第３の月額に定めるところにより支給することができるものとし、支給日については第４条第２項の規定を準用する。

２　前項の規定による月額を、その月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月額は、給与規則第４条第１項から第４項までの規定を準用し、支給する。

３　休職者に対して支給するときは、その月額は、給与規則第１８条の規定を準用し、支給する。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第６条の２　勤務１時間当たりの給与額の算出については、給与規則第７条の規定を準用する。この場合において、同条中、「俸給、俸給の調整額、これらに対する教育研究連携手当の月額、役職手当、初任給調整手当、研究代表者等特別手当及び看護職員等職務手当」とあるのは「支給月額、業績手当、研究代表者等特別手当及び看護職員等職務手当」と読み替えるものとする。

（特別貢献手当）

第７条　特別貢献手当は、一の会計年度（４月１日から翌年の３月３１日までの間）の間で１回に限り、教育、研究及び大学運営等において特に顕著な業績、成果及び貢献があると総長が必要と認める場合に別表第４に掲げる額を上限額として支給することができる。

２　特別貢献手当の支給日は、支給が決定した翌月の１７日（ただし、１７日が日曜日に当たるときは１５日、１７日が土曜日に当たるときは１６日、１７日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日に当たるときは１８日）に支給するものとする。

（諸手当）

第８条　諸手当は、管理職手当、役職手当、通勤手当、放射線取扱手当、夜間看護等手当、超過勤務手当、極地・超高地観測手当、休日出勤手当、夜勤手当、宿・日直手当、オンコール手当、緊急コール手当、夜間診療等手当、麻酔手当、緊急手術等手当、入試手当、学位論文審査手当、研究代表者等特別手当及び看護職員等職務手当とし、別表第５の職名欄の区分に応じそれぞれ同表の諸手当の種類欄に定める諸手当を支給することができる。

２　前項の諸手当（極地・超高地観測手当及び看護職員等職務手当を除く。）は、給与規則第２１条、第２１条の２及び第２６条、第２８条、第２９条、第３１条から第３５条の２まで、第３５条の４から６まで、第３９条から第４０条の２の規定をそれぞれ適用し、又は準用し、支給する。

３　極地・超高地観測手当は、別表第６の職名欄の区分に応じ、それぞれ同表の職務の級欄に定める職務の級が適用されたものとみなして、給与規則第３０条の規定を準用し、支給する。

４　看護職員等職務手当は、別表第７の職名欄の区分に応じ、それぞれ同表の俸給表が適用されたものとみなして、給与規則第３５条の９の規定を準用し、支給する。ただし、一般職俸給表（一）の適用とみなされる者にあっては、医療ソーシャルワーカー又はドクターズアシスタントの業務従事者として病院長が指定した者に限り支給する。

５　第１項の諸手当の支給日については、給与規則第２条の規定を適用し、又は準用する。

（その他）

第９条　年俸制適用教職員の給与に関する事項については、この規則に定めるもののほかは、給与規則の規定を適用し、又は準用する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年８月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、第２条及び別表の改正規定中職

域限定職員に係る部分は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則（改正　令和２年３月２６日）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年５月１日から施行し、令和２年１月２７日から適用する。

附　則（改正　令和２年３月２６日）

この規則は、令和２年７月１日から施行する。

附　則（改正　令和２年３月２６日）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、令和４年３月１日から施行し、令和４年２月１日から適用する。

２　この規則による改正後の第６条の２、第８条第１項、同条第２項及び別表第５の規定中看護職員等職務手当に係る部分は、令和４年９月３０日限り、その効力を失う。

附　則

この規則は、令和４年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年２月１日から施行し、令和４年１０月１日から適用する。

附　則

この規則は、令和６年２月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年２月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

別表第１　基本年俸俸給表（第４条関係）（令和３年４月１日～）

号俸	基本年俸額	支給月額
	円	円
1	2,400,000	200,000
2	3,600,000	300,000
3	4,800,000	400,000
4	6,000,000	500,000
5	7,200,000	600,000

6	8,400,000	700,000
7	9,600,000	800,000
8	10,800,000	900,000
9	12,000,000	1,000,000
10	13,200,000	1,100,000
11	14,400,000	1,200,000
12	15,600,000	1,300,000
13	16,800,000	1,400,000
14	18,000,000	1,500,000

備考　高度学術専門員、特任専門員並びに職域限定職員及び職域時間限定職員のうち上席高度主事員、上席高度技術員及び上席高度学術員に支給する基本年俸には、給与規則第２１条に規定する管理職手当相当額を含むものとする。

別表第２　上限号俸及び下限号俸表（第５条関係）（令和７年４月１日～）

区　分	上限号俸	下限号俸
教授	14	3
准教授	11	2
講師	10	2
助教	9	1
高度学術専門員	10	2
高度学術専門職員	8	1
特任教授	14	3
特任准教授	11	2
特任講師	10	2
特任助教	9	1
特任研究員	11	1
学術専門職員	8	1
特任専門員	7	2
特任専門職員	4	1
職域限定職員及び職域時間限定職員のうち上席高度主事員、上席高度技術員、上席高度学術員	10	3
職域限定職員及び職域時間限定職員のうち高度主事員、高度技術員、高度学術員	8	2
職域限定職員及び職域時間限定職員のうち主事員、技術員、学術員	3	1
看護師（有期雇用）・助産師（有期雇用）	3	1
医療技術職員（有期雇用）	3	1
看護助手（有期雇用）	2	1

別表第３　業績手当（第６条関係）　　（令和７年２月１日～）

職名	業績手当の月額	
職域限定職員及び職域時間限定職員以外	1,000円から100,000円まで	1,000円単位で支給する。
職域限定職員及び職域時間限定職員	1,000円から100,000円まで	1,000円単位で支給する。

別表第４（第７条第１項関係）　（令和２年４月１日～）

上限額
1,500,000円

別表第５　諸手当（第８条第１項関係）　　（令和７年４月１日～）

職名	諸手当の種類	
教　　授 准 教 授 講　　師 助　　教	管理職手当、役職手当、超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当、入試手当、学位論文審査手当、研究代表者等特別手当、オンコール手当、緊急コール手当、夜間診療等手当、麻酔手当（教授を除く。）、緊急手術等手当	通勤手当、放射線取扱手当、夜間看護等手当、極地・超高地観測手当、宿・日直手当
高度学術専門員	役職手当	
高度学術専門職員	超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当	
卓 越 教 授 特 任 教 授 特任准教授 特 任 講 師 特 任 助 教	役職手当、超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当、研究代表者等特別手当、オンコール手当、緊急コール手当、夜間診療等手当、麻酔手当（特任教授を除く。）、緊急手術等手当	
特任研究員	役職手当、超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当、オンコール手当、緊急コール手当、夜間診療等手当、麻酔手当、緊急手術等手当	
学術専門職員	超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当	
特任専門員	役職手当	
特任専門職員	超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当、看護職員等職務手当	

職域限定職員及び職域時間限定職員のうち上席高度主事員、上席高度技術員、上席高度学術員	役職手当、入試手当
上席高度主事員、上席高度技術員、上席高度学術員以外の職域限定職員及び職域時間限定職員	超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当、入試手当、看護職員等職務手当
看護師（有期雇用） 助産師（有期雇用）	超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当、オンコール手当、看護職員等職務手当
医療技術職員（有期雇用）	超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当、オンコール手当、看護職員等職務手当
看護助手(有期雇用)	超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当、 看護職員等職務手当

別表第６　職務の級（第８条第３項関係）　　（令和３年４月１日～）

職名	俸給表及び職務の級
教授、卓越教授、特任教授	教育職俸給表（一）５級
准教授、特任准教授	教育職俸給表（一）４級
講師、特任講師	教育職俸給表（一）３級
助教、特任助教	教育職俸給表（一）２級
特任研究員	
高度学術専門員	一般職俸給表（一）５級
高度学術専門職員	一般職俸給表（一）３級
学術専門職員	一般職俸給表（一）３級
特任専門員	一般職俸給表（一）５級
特任専門職員	一般職俸給表（一）３級
職域限定職員及び職域時間限定職員のうち上席高度主事員、上席高度技術員、上席高度学術員	一般職俸給表（一）５級
職域限定職員及び職域時間限定職員のうち高度主事員、高度技術員、高度学術員	一般職俸給表（一）３級
職域限定職員及び職域時間限定職員のうち主事員、技術員、学術員	一般職俸給表（一）１級

別表第７　俸給表（第８条第４項関係）　　（令和７年４月１日～）

職名	俸給表
看護師（有期雇用）	医療職俸給表（二）
助産師（有期雇用）	
医療技術職員（有期雇用）	医療職俸給表（一）
特任専門職員	一般職俸給表（一）
職域限定職員及び職域時間限定職員のうち主事員	
看護助手（有期雇用）	一般職俸給表（二）